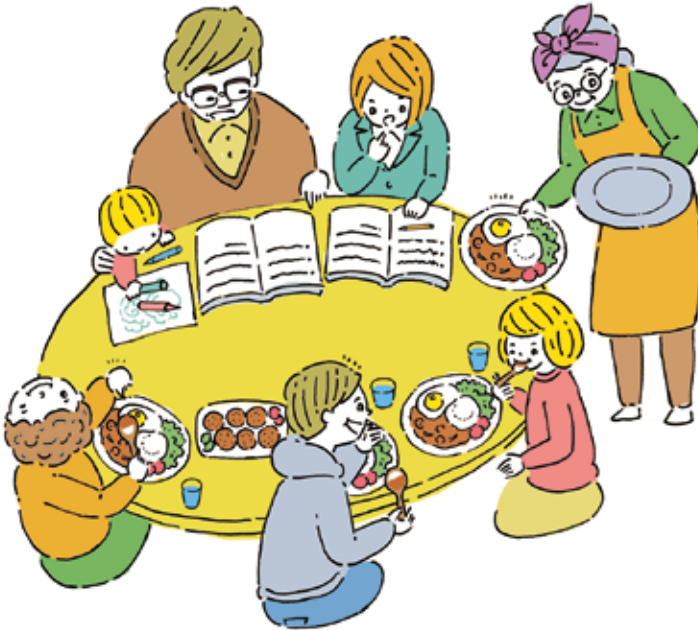


こどもたちの 未来に向けて





◆見えにくい子供の貧困	2
◆貧困が子供たちへ与える影響	4
◆子供の暮らしの「格差」	8
◆知っておきたい子供の人権	10
◆埼玉県も子供の居場所づくりに取り組んでいます	11
◆身近なところで草の根の支援が始まっています	12
◆こども応援ネットワーク埼玉とは？	14
◆こどもの居場所づくりアドバイザー	15
◆子供の支援に関する様々な取組が広がっています	16
◆コロナで多様に進化する子供の居場所	17
◆児童虐待や暴力の問題	18
◆社会的養護で育つ子供たち	19
◆オレンジリボン運動	20
◆頼りにしたい困窮家庭を支援する専門家たち	20
◆子供の居場所づくりや地域福祉活動などへの各種助成	21

あなたのまわりの子供たち、笑っていますか？

子供は「生まれて来る環境」を選べません。

「育つ環境」を自分で変えることもできません。

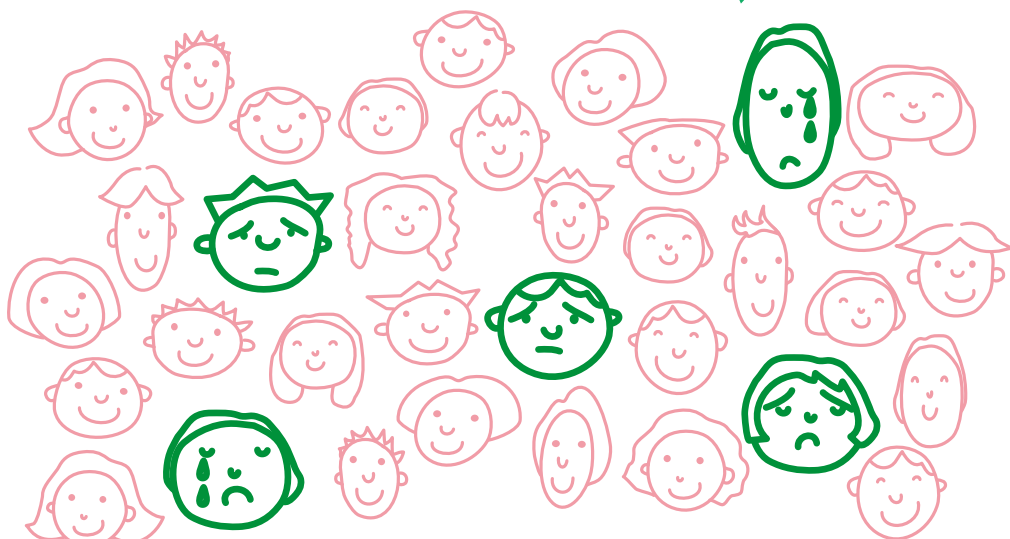
みずから「助けて」と声を上げることも難しい存在です。

大人たちの気づく力が、子供を取り巻く困難な状況を変える、
最初の一步となります。

日曜日、一日中、
児童館で過ごしている子。
お腹がすいているようなのに、
お昼を食べに
家に帰らないのかな……？

夕方になると毎日ひとりで
カップ麺や菓子パンを
買いに来る小学生。
晩御飯は
いつもこれかな……？

家族の病気がきっかけで、
部活も塾もやめてしまった中学生。
進学せずにアルバイトで
家族を支えるって……？



見えにくい子供の貧困

いま、日本では、7人に1人の子供が貧困状態にあるといわれています。貧困というと飢えてやせ細ったような状態を想像しがちですが、これは「絶対的貧困」といわれるもので、日本では少数です。

日本における子供の貧困は、その多くが一見しただけではわからない「相対的貧困」と呼ばれるものです。

相対的貧困は、絶対的貧困と比べて外見からはわかりにくく、子供自身が「助けて」と声を上げることもしないため、「見えにくい貧困」といわれます。

そのため、支援が遅れ、苦しい生活の中で、子供たちが未来への希望や夢、自己肯定感などを失っていくことが心配されます。

子供の貧困問題を理解するためには、この「見えにくい貧困」の中で育つ子供たちの問題を理解することが最初の一步です。

相対的貧困とは

平均的な家庭の子供なら、当たり前には与えられる環境や体験が、経済的な貧しさなどによって与えられていない状態です。

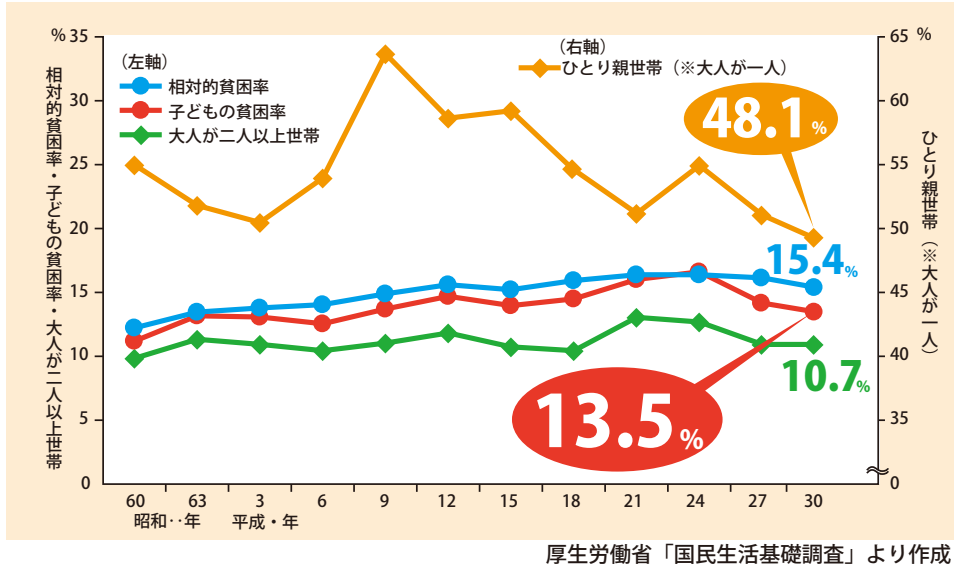
小中学生であれば、「みんなが行く修学旅行に行けない」「給食以外にまともな食事を食べさせてもらっていない」「狭くうるさく机もなく家で宿題もできない」というような、子供にとっての普通の生活や学習環境、友だちとの交流や体験が奪われているような状態です。

苦しいひとり親家庭

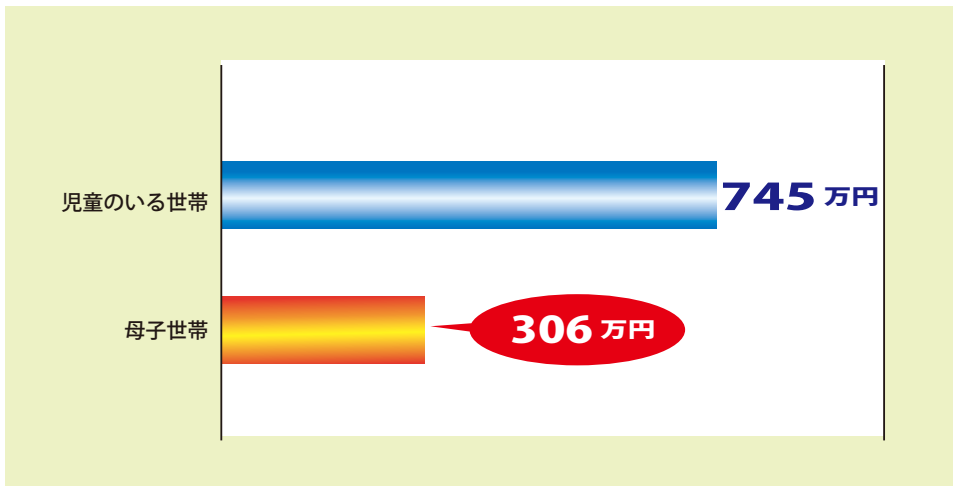
ひとり親家庭の平均所得は、夫婦で子供を育てる世帯の半分以下です。

なかでも母子家庭の所得は306万円と低く、借金をかかえていたり、貯蓄がなかったり、生活の苦しさをしています。

■貧困の状況 ～7人に1人という高い子どもの貧困率～



■各種世帯別にみた1世帯当たりの平均所得金額（平成30年）



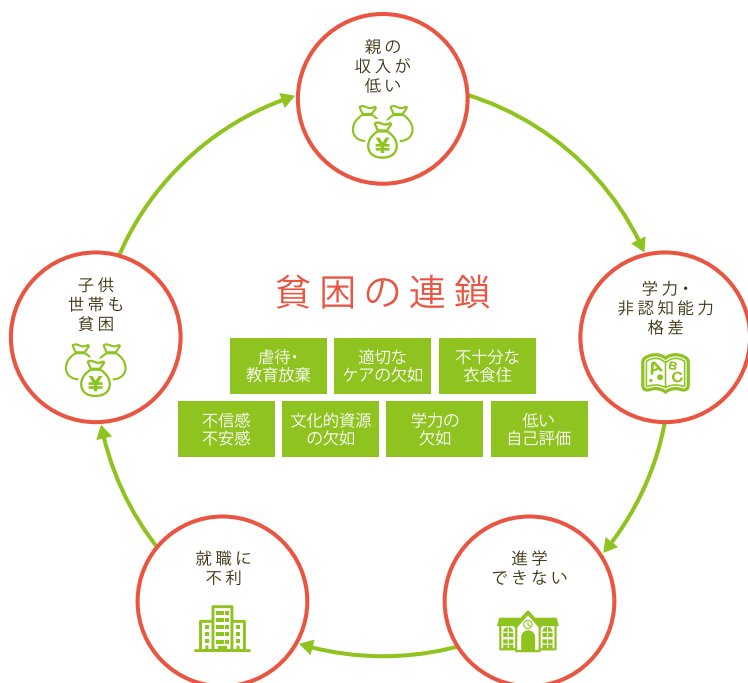
貧困が子供たちへ与える影響

今の日本で“お金がない”という状態は、単にモノが買えないという意味だけではありません。

貧困は、子供が成長するために大切な普段の暮らしを不安定にします。病気になっても病院に行けなかったり、友だちと同じように学校生活や部活を楽しめなかったり、進学や就職で選択肢が狭められたりします。子供の人間形成に大きな影響を与え、人生の可能性を狭め、将来にも影を落とします。そして貧困状態が続くと「貧困の連鎖」と言われる状態を生み出します。

貧困によって子供たちの可能性が狭められることは、子供自身にとっても、社会にとっても、大きな損失です。

■子供の貧困は「貧困の連鎖」を生み出します



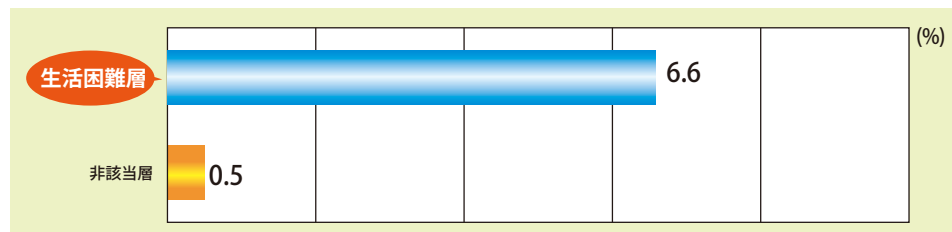
健康に与える影響

埼玉県は平成30年度に、0歳、5歳、小学2年生、小学5年生、中学2年生のいる世帯のうち、約2万2千人世帯を対象として「子どもの生活に関する調査」を行いました。この調査では、子供がいる世帯のうち、生活困難層*の約3割が、子供の受診の必要性を感じながらも医療機関に連れて行かなかった経験があると答えており、そのうち経済的な要因により医療機関に連れて行かなかった方の割合も、非該当層と比べて高くなっています。

また、生活困難層の子供は非該当層の子供に比べて、朝食をほとんど食べない、または食べない方が多いと答えた割合が高くなっています。

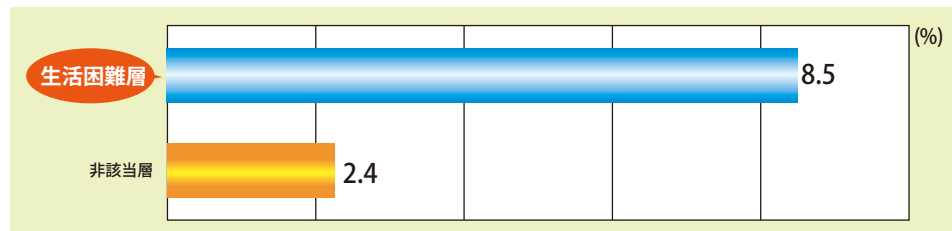
このように、経済的な問題とともに余裕のない親の生活状態が、子供たちの健康に影響を与えていることがわかります。

■経済的な要因により子供を医療機関に連れて行かなかった経験がある



埼玉県「子どもの生活に関する調査」より作成

■朝食欠食率



埼玉県「子どもの生活に関する調査」より作成

*生活困難層…OECDの定義による、生活困難層（例えば、二人世帯の可処分所得 260万円未満）に加えて、過去1年間でライフラインが止まった経験があるなどの世帯

学力や進学、生きる意欲に与える影響

家庭の所得の格差が教育の格差につながることは、今では広く知られています。

近年の分析結果によると、貧困による学力格差は小学4年生を境に起こっていることがわかります。

机や文房具がなく家庭の学習環境が整っていない、宿題を見てくれる家族が仕事でいない、塾に行きたくても費用が出せないといった経済状況の中で起こる学習のつまづきや遅れは、不登校や引きこもりなどの一因にもなり、子供自身の意欲を低下させます。

進学においても、経済的に苦しい家庭の子供は、就職のため高校進学を希望せず、受験をあきらめることもあります。

現代の日本では、中学校卒業と高校卒業では、職業の選択や就職先に大きな差があります。

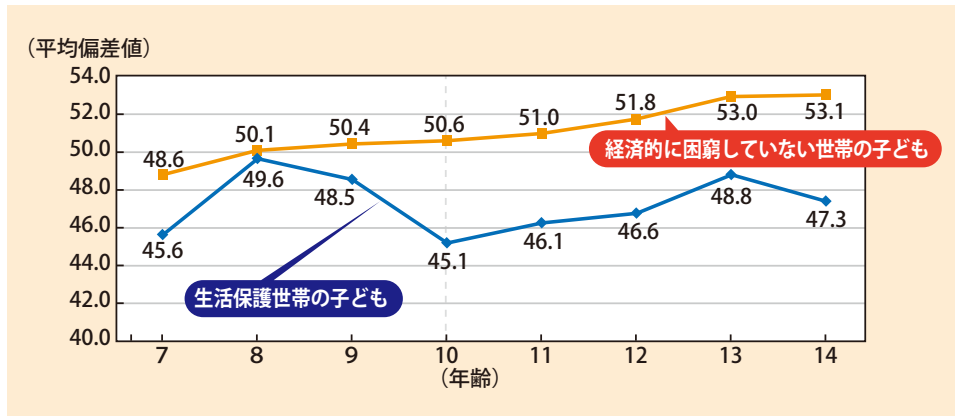
子供の学習支援をする人たちが高校進学と卒業に力を注ぐのは、学歴による貧困の連鎖を防ぐためでもあります。

大学や専門学校等への進学率には、依然として家庭の所得の格差が大きな影響を与えています。

奨学金を利用して大学進学を目指す家庭も多くなっていますが、生活が苦しい家庭の子供たちは、在学中からアルバイトを掛け持ちしたり、卒業後の返済にも苦労したりしています。

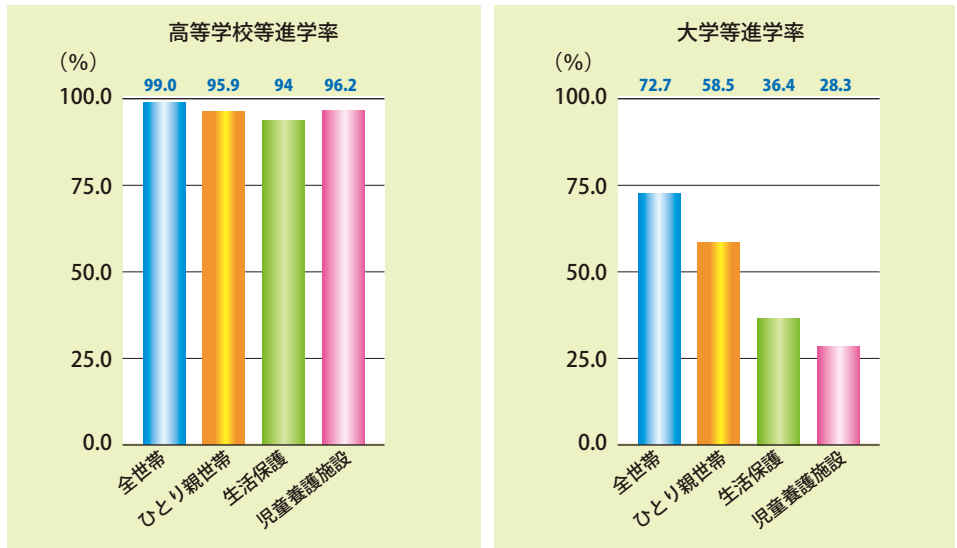


■家庭の経済状況と子どもの偏差値 ～10歳(小4)で学力(国語)に大きな差～



日本財団「家庭の経済格差と子どもの認知・非認知能力格差の関係分析(2018年1月)」より作成

■全世帯と生活保護世帯の高等学校・大学進学率



内閣府「令和元年度子供の貧困状況及び子供の貧困対策の実施状況」より作成

子供の暮らしの「格差」 埼玉県子どもの生活に関する調査より

県で実施した調査の結果、「持っていないので欲しい」もので、「本」や「自分の使う部屋」「勉強机」「スポーツ用品」等ほとんどのものについて、家庭の経済状況で差が出ています。

また、学校から帰宅した後の過ごし方を小学5年生、中学2年生に聞いたところ、生活困難層が習い事や学習塾について「まったくしない」と答えた割合が高くなっています。

調査結果によると、生活困難層の子供たちは、同世代の友人が「当たり前」に与えられているものを持てず、体験が不足している様子がうかがえます。

誰にでも起こりうる、ひとつではない貧困リスク

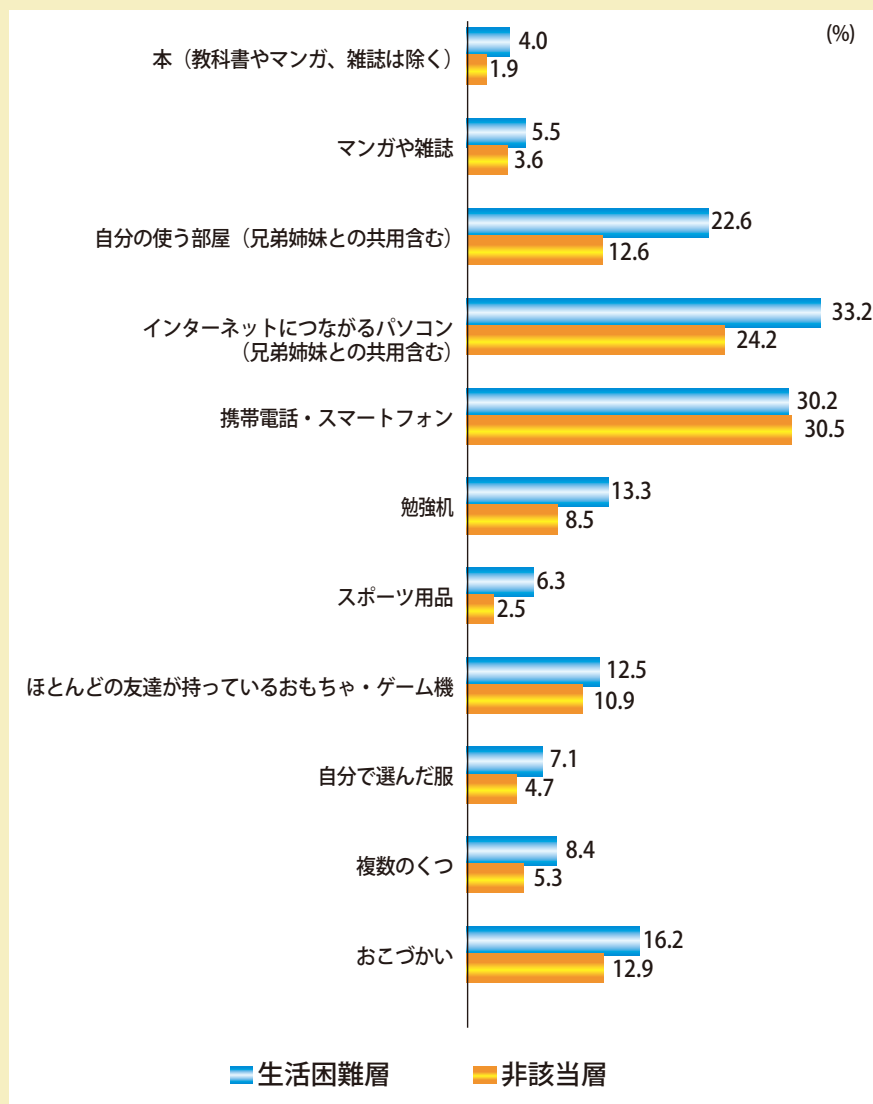
「貧困のリスクは、どの家庭にもあります」と、子供の貧困問題に取り組む人たちは口をそろえて言います。

家族の事故や病気、自然災害、不況による職場のリストラや倒産、過労や人間関係による心の病気、別居や離婚、死別などによるひとり親での子育て……など。

こうした出来事がきっかけで、経済的に苦しくなり、くらしの歯車がずれ、元に戻せず、困窮状態へと陥ってしまうのが、現代の貧困です。

当たり前を感じる普通のくらしは、実はとても脆弱です。日頃からの支え合える関係や活動が、こうしたリスクからくらしを守るライフラインとなります。

■友だちは持っている、「欲しいけれど、持っていない」もの



埼玉県「子どもの生活に関する調査」より作成

子どもの権利条約 知っておきたい子供の人権

子供に関する法律として、日本には「児童福祉法」があります。

第一条では、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」第二条では、「全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。」と定められています。

戦後間もない1947年、戦災孤児が路上に暮らす時代背景の中で、最低限の生活を保障するために制定された法律ですが、現代の子供たちを取り巻く課題や社会の変化に対応できるよう、改正作業が重ねられているところです。

子供の人権に関してもう一つよく知られているのが「子どもの権利条約」です。

子供の基本的人権を国際的に保障するために、国際連合児童基金（ユニセフ）が草案を策定し、国連で採択され、日本も1994年に批准しました。18歳未満の子どもの生存・発達・保護・参加という権利を実現するために必要な項目を掲げています。

子どもの権利条約 4つの柱

1. 生きる権利

防げる病気などで命をうばわれないこと。
病気やけがをしたら治療を受けられることなど。

2. 育つ権利

教育を受け、休んだり遊んだりできること。考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。

3. 守られる権利

あらゆる種類の虐待（ぎゃくたい）や搾取（さくしゅ）などから守られること。
障がいのある子どもや少数民族の子どもなどはとくに守られることなど。

4. 参加する権利

自由に意見をあらわしたり、集まってグループをつくったり、自由な活動をおこなったりすることなど。

埼玉県も子供の居場所づくりに取り組んでいます

学習支援事業（アスポート・ジュニアアスポート事業）

県では市町村と連携し、困窮世帯の中高生を対象に、高校進学、高校中退防止等を目的とした学習支援事業を実施しています。

また平成 30 年度から困窮世帯の小学生を対象とした学習や生活支援、体験活動、食事の提供などを行う、ジュニアアスポート事業も開始しました。



県庁でのフードドライブ



フードドライブとは、家庭で余った食品を職場や学校などに持ち寄り、地域の福祉団体やフードバンクなどに寄付する活動です。県庁でもフードドライブを開催しており、県内の自治体や社会福祉協議会、企業にも広がっています。

希望の家事業／クローバーハウス

児童養護施設を退所して大学や専門学校等への進学者を対象に、低額（月額 4,000 円程度）で住居を提供するとともに、支援員が見守りを中心とした支援を行っています。

また、退所者の不安や悩みを支援する居場所「クローバーハウス」を運営しています。



※NHK首都圏ネットワークの取材に応じる
入居者（大学生）（平成 28 年 2 月 3 日放送）

身近なところで草の根の支援が始まっています

お腹いっぱい、心もほっこり **子ども食堂**

地域の人々が主体となり運営している、子供が一人でも安心して利用することができる、無料または低額の食堂です。食事を提供するだけでなく、子供の自己肯定感をはぐくむ居場所として、運営者の創意工夫により多様な形で展開されています。

経済的に苦しい家庭の子供だけでなく、夜一人で食事をしている子供や、忙しくて食事を作ることのできない家庭、一人暮らしの高齢者等地域の人たちが一緒に食卓を囲み、団らんしながら、顔の見える関係を作っています。



学ぶことで未来を手に入れる **学習支援**

経済的に苦しい家庭の子供への学習支援は、単に勉強を教えるだけでなく、ときには家庭訪問なども行い、保護者や家庭も支えつつ、子供が安心して過ごせる居場所を確保しながら行われています。



高校中退を含む中卒者が貧困に陥るリスクがとくに高いことから、文部科学省でも高校卒業を目指す支援を強化しています。こうした背景から、各地の教育委員会を中心に NPO や民間団体、塾などが協力して支援が行われています。

遊びを通じて子どもが生きる力を育む **プレイパーク**

地域住民や行政などが協働しながら、禁止事項を減らし、子供たち自身が想像力で工夫して、遊びを作り出す、子供たちがのびのび遊べる場所です。

遊び場の環境づくりや場のコーディネートをするプレイリーダーが、遊びの種類に応じ注意を払ったり、子供の関心を引き出したり、声掛けをすることにより、お互いに信頼関係を結ぶことができ、よき相談相手にもなっていきます。



気持ちに寄り添いながら食品を届ける **フードバンク**

日本では、まだ食べられるのに捨てられている食品が年間600万トンあります。フードバンク活動はこれらの食品廃棄を減らすとともに、家計が苦しく十分な食事ができない人の生活を支援する活動です。

箱が壊れたり、印字が薄くなったりして、販売できない食品等を企業や個人から寄贈してもらい、必要としている施設や子ども食堂、ひとり親家庭や生活困難世帯に無償で提供しています。

広げる食の提供を通じた地域のセーフティ・ネット **フードパントリー**

ひとり親家庭や生活困窮など、様々な理由で日々の食品や日用品の入手が困難な家庭に対して、フードバンクや企業・団体などから提供を受け、身近な地域で無料で配付する活動です。配付の際に、子供や保護者から困りごとを聞き取り、必要に応じて行政や関係機関などにつなげる役割も果たしており、地域のセーフティ・ネットとして県内で急速に広がっています。



こども応援ネットワーク埼玉とは？

貧困の連鎖の解消に向け、社会貢献活動などを行う団体・企業や個人のネットワークです。

会員の皆さんの得意な分野を活かし、自分たちでできることを自分たちで考えて実行することによって、すべての子供たちがチャンスと希望を持って、素敵な大人になれるような社会を目指しています。

どなたでも会員になれます

埼玉県内で下記の①～⑩の社会貢献活動を1つ以上実施する団体、個人ならどなたでも無料で会員になれます。

登録はホームページから行うことができます。

①金銭の寄付 ②子ども食堂等の子供の居場所づくり ③食材・物資提供、サービスの提供 ④体験活動の提供 ⑤学習支援 ⑥社員等のボランティア ⑦親子への支援（暮らし全般の援助） ⑧場所の提供・フードドライブBOXの設置 ⑨広報・啓発活動 ⑩その他の社会貢献活動・公益活動

★ホームページ

(<https://kodomoouen.pref.saitama.lg.jp/>)



埼玉県も応援します

①マッチング

支援をしたいと考える企業や個人と支援を受けたいと考える団体とのマッチングをします。

②情報発信

会員の社会貢献活動などを Facebook から発信します。

★Facebook

(<https://www.facebook.com/kodomoouen.saitama/>)



③有益な情報をお届け

セミナーやイベントの案内など、会員にとって有益な情報をメールでお届けします。

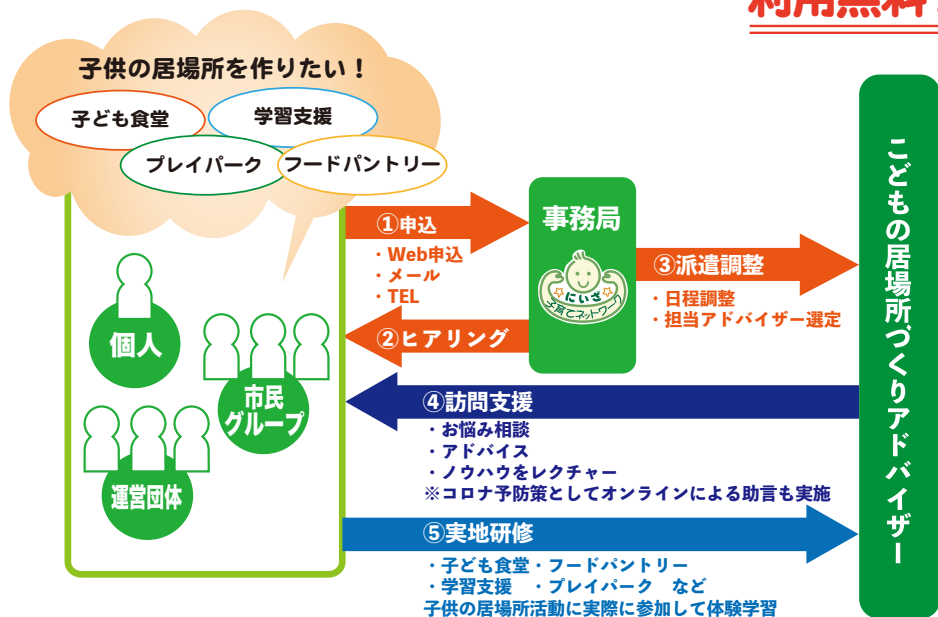
② 子どもの居場所づくりアドバイザー

子ども食堂などの子供の居場所づくりに取り組みたいと考えていても、どのように活動資金や食材を集めたらよいか分からず、行動することをためらってしまう方も多くいるのではないのでしょうか。

埼玉県では、子供の居場所づくりの実践者や、食品衛生・栄養・広報・福祉制度・法律・資金等に関する専門家をアドバイザーに任命し、子供の居場所づくりに取り組みたい方のもとに派遣することで、立ち上げ期のお悩み解決の手助けをしています。

●アドバイザー派遣の流れ

利用無料！



子供の支援に関する様々な取組が広がっています

アルファクラブ武蔵野(株) × 子ども食堂



結婚式場や葬祭場を運営するアルファクラブ武蔵野(株)が、仏滅や友引など祭事が避けられる日を活用し、子ども食堂運営団体と連携して子ども食堂を開催しています。

(株) 日本旅行 × 子ども食堂

障害者雇用の事業の一環として「わーくはぴねす農園さいたま岩槻」で野菜を栽培しています。ここで採れた新鮮で心のこもった野菜を、2週間に1回、地元の子ども食堂へ寄付しています。



埼玉トヨペットホールディングス(株) × フードパントリー



比較的空いている平日の夕方を活用し、フードパントリー活動団体と連携して埼玉トヨペット(株)の複数の支店でフードパントリーを実施しています。仕事終わりに車で通うことができると喜ばれています。

コロナ禍で多様に進化する子供の居場所

同じ机を囲み、みんなで団らんし、多世代と交流する。「密」や「つながり」が魅力であった子供の居場所にも新型コロナウイルス感染症の影響が及びました。

しかし、現在、柔軟なアイデアと行動力で子供の居場所は多様に進化し、形を変えて活動を続けています。

子ども食堂でお弁当を配布



広い会場をつかって子ども食堂を開催



ドライブスルー方式のフードパントリー



オンライン子ども食堂



児童虐待や暴力の問題

虐待で亡くなる子供のニュースが、後を絶ちません。

児童虐待は、命にかかわる深刻な人権侵害です。

虐待は子供の心に大きな傷を残し、情緒や行動に影響を与え、人間関係を結ぶことを難しくしたり、大人になって子育てするときにも、辛い体験として引き継がれることがあります。

子供は一人では生きていけません。虐待されていても、自ら SOS を発することも逃げ出すこともできません。

虐待が疑われるケースを把握した際は、専門家に知らせましょう。

児童相談所全国共通ダイヤル **189 (いちはやく)** に電話すると、最寄りの児童相談所に24時間・365日つながります。

ネグレクト(放っておく)とは

経済的な苦しさを抱えていたり、そのためにいくつもの仕事をかけ持つダブルワークやトリプルワークが続いていると、心身ともに余裕を失い、親が子供の世話ができなくなるネグレクト(放っておく状態)が心配されます。

児童虐待の分類

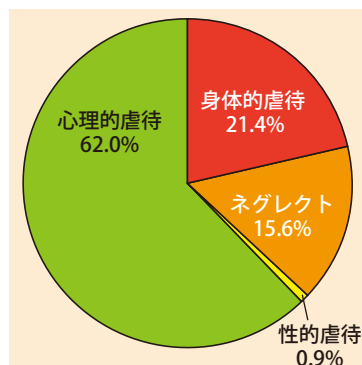
①身体的虐待

②性的虐待

③ネグレクト

④心理的虐待

■埼玉県内の虐待の発生割合 (令和元年度)



(出典：埼玉県ホームページ資料より作成)

児童相談所 気になる、心配な状況があれば、相談を

児童福祉法第12条に基づき、各都道府県・政令市に設けられた児童福祉の専門機関で、0～18歳未満までの子供に関する様々な相談に応じ、解決に必要な指導助言を提供しています。児童福祉司、児童心理司、医師などの専門職が対応にあたります。

<児童相談所に寄せられる主な相談>

- ・養育に欠ける子供の相談
- ・生活行動・しつけについての相談
- ・非行のある子供の相談
- ・里親になりたい方の相談

社会的養護で育つ子供たち

社会的養護とは？

保護者のいない子供や、虐待によって保護された子供、生活指導を必要とする子供などを、公的責任で施設などで社会的に養育する制度です。全国で約 4 万 5 千人の子供たちがこの社会的養護の下で育っています。

児童福祉施設

乳児院

乳児を対象。必要な場合は幼児も含む。

児童養護施設

保護者のいない児童、虐待されている児童など養護を必要とする児童が対象。

児童心理治療施設

社会生活への適用が困難となった児童が対象。

児童自立支援施設

不良行為など、生活指導を必要とする児童が対象。

母子生活支援施設

配偶者のいない女性とその児童が対象。

自立援助ホーム

義務教育を修了し、児童養護施設などを退所した児童が対象。

里親

様々な事情で家庭で育てることが難しくなった子供たちを、あたたかい愛情と理解ある家庭環境で育てる国の制度です。社会的養護における里親比率は全国で 19.7%と低いことから、増やす取組が行われています。

ファミリーホーム

5～6人の子供を養育者の住居で家庭的に育てる制度。

オレンジリボン運動

埼玉県では、児童虐待防止推進月間である11月を中心に、オレンジリボンキャンペーンや各種イベントを通じて、オレンジリボンを活用した啓発活動を実施しています。



頼りにしたい困窮家庭を支援する専門家たち

市区町村で子供に関わる公的サービスを行っています 福祉事務所と教育委員会

市役所などで生活保護や、0歳から18歳までの児童、ひとり親家庭、障害者に関する福祉サービスの提供などを行っているところが福祉事務所です。学校など教育に関わる就学援助などは、教育委員会が担当しています。これらと連携しながら、地域での福祉的な活動を事業者やNPO、ボランティアらとともに幅広く行っている社会福祉協議会もあります。

困ったときの地域の相談役、福祉事務所とも連携 民生委員・主任児童委員

いずれも地域福祉向上のために、相談、指導、調査などの自主的活動や福祉事務所などの関係機関への協力活動を行う民間ボランティア。児童を専門に担当するのが主任児童委員です。

心のケアを中心に、生徒や保護者、教員をサポート スクールカウンセラー

心の問題の専門家として小・中・高校で、生徒や保護者の悩みを聞き、教員をサポート。1995年度からはじまった制度で、不登校をはじめとする生徒たちの心のケアなどで成果をあげています。

地域にも働きかけて支援する、社会福祉の専門家 スクールソーシャルワーカー

いじめや不登校、虐待、貧困など、学校や日常生活における問題に直面する子供を支援する社会福祉の専門家。子供本人だけでなく、家族や友人、学校、地域など周囲の環境に働きかけて、問題解決を図ります。[SSW]と略することもあります。

子供の居場所づくりや地域福祉活動などへの各種助成

こども食堂応援基金

子供の貧困の解決を図るため、子ども食堂や無料塾、プレーパーク等の子供の居場所に助成。

埼玉県が実施する「こどもの居場所づくりアドバイザー」と組み合わせることで、子供の居場所の立上げや運営のための助言をあわせて受けることもできます。



浦和競馬こども基金

経済的な事情や虐待、障害や病気などによる様々な困難を抱えながら頑張る子供たちの「生きる力」をはぐくむ活動に助成。

ひまわり基金

県内の地域福祉活動を積極的に推進する団体等が行う創意工夫のある活動に助成。

ふれあいの詩基金

障害者の社会参加を進めるボランティア活動等の振興を図るため、地域で活動するボランティアグループやNPO、学校のPTAや親の会に助成。

 助成金の申請・相談はこちらで受付中！

埼玉県社会福祉協議会

検索

埼玉県社会福祉協議会 埼玉県ボランティア・市民活動センター〔地域活動支援課〕

Tel : 048-822-1435 / FAX : 048-822-3078

Email : vc@fukushi-saitama.or.jp

埼玉県 子供の居場所づくり推進事業 こどもたちの未来に向けて

協力：日本生活協同組合連合会



「子どもの未来アクション」は、
貧困をはじめとする子どもの問題を社会の問題としてとらえ、
学び、考えることから、共感の輪を広げていく運動です。

*この冊子は日本生活協同組合連合会の「子どもの未来アクション」テキストをもとに作成しています



埼玉県のマスコット
コバトン さいたまっち



●発行・問合せ●

埼玉県福祉部少子政策課 こどもの未来応援担当

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

TEL 048-830-3348/FAX 048-830-4784 Email kodomoouen@pref.saitama.lg.jp

●発行日●

令和3年9月1日

事業受託者

特定非営利活動法人 新座子育てネットワーク

〒352-0017 埼玉県新座市菅沢 1-4-5 2階

TEL 048-482-5732 FAX 048-482-5731

【本件専用連絡先】 TEL 070-1455-0017 Email saii basho@ccn.niiza-ksdt.com